

妊産婦健康診査費用等助成金申請チェックリスト

- ・申請する際の確認用としてご活用ください。
- ・郵送で申請する際は、A～Eの全ての書類を揃えていただいたうえで送付をお願いします。
- ・窓口に来所される場合は、申請書は窓口で記入することができます。また、親子健康手帳(母子健康手帳)・添付書類でコピーが必要なものは原本をお持ちいただければ職員がコピーします。

チェックリスト

チェック	種類	備考
<input type="checkbox"/>	A 墨田区妊産婦健康診査費用等助成金交付申請書	申請には押印不要ですが、訂正ができないため、記入誤りがある場合は、新たに作成をお願いします。 振込口座が旧姓になっている場合は、3の申立書欄に押印(スタンプ印不可)が必要ですので、ご注意ください。
申請種類	妊婦健康診査(妊婦健診、超音波検査、子宮頸がん検診を含む) 多胎児妊婦健康診査(15回目以上) 産婦健康診査 新生児聴覚検査 1か月児健康診査	申請する種類にチェックを入れてください。 4～9月に受診した、産婦健康診査及び1か月児健康診査のみを申請する場合は、ホームページから電子申請をすることができます。
添付書類	B 親子健康手帳(母子健康手帳)のコピー 全ての申請に必要な : 出生届出済証明(P.1) 妊婦健康診査 : 妊娠中の経過(P.8～9) 多胎児妊婦健康診査 : 妊娠中の経過(P.8～9) 産婦健康診査 : 出産後の母体の経過(P.15) 新生児聴覚検査 : 検査の記録(P.18) 1か月児健康診査 : 1か月児健康診査(P.21又はP.23)	申請種類に応じた親子健康手帳(母子健康手帳)のコピーが必要です。 ・ ・ ・ の場合はお子さんの人数分必要です。
	<input type="checkbox"/> C 未使用の受診票(記入は不要)	多胎の場合で15回目以降の妊婦健診自費分の申請は、14回目までの受診票使用後、5回を上限に申請可能です。 15～19回目の受診票(5回分)の交付はありません。 4～9月に受診分の産婦健康診査及び1か月児健康診査の受診票の交付はありません。
	<input type="checkbox"/> D 振込口座が確認できるもののコピー	通帳又はカード
	<input type="checkbox"/> E 領収書及び明細書のコピー ・明細書の発行がない場合は、領収書のみ	実費負担が確認できない時は、医療機関等へ区が確認します。確認の結果、実費負担がない時は助成の対象外となります。 新生児聴覚検査の領収書は、検査が生後3日目前後で行われることが多いため、出産時の領収書に含まれている場合があります。